

第25期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

株式会社いい生活

■事業報告

〔1. 企業集団の現況〕における次の事項

(1)当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況

(4)対処すべき課題

(5)主要な事業内容

(6)主要な営業所

(7)従業員の状況

(8)主要な借入先の状況

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

〔2. 株式の状況〕

〔3. 新株予約権等の状況〕

〔4. 会社役員の状況〕における次の事項

(5)社外役員に関する事項

(6)会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

〔5. 会計監査人の状況〕

〔6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況〕

〔7. 剰余金の配当等の決定に関する方針〕

■連結計算書類

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■連結計算書類に係る会計監査報告

■計算書類に係る会計監査報告

■監査等委員会の監査報告

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、エンタープライズ企業への当社SaaSの新規導入や、既存顧客へのアップセル/クロスセル等により、SaaSの月額利用料について平均顧客単価は引き続き上昇の傾向が継続し、SaaSの月額利用料収入を中心とするサブスクリプション売上は前期比7.6%増の2,435,104千円となりました。

ソリューション売上については、主に不動産賃貸管理業を中核とする比較的規模の大きなエンタープライズ企業への当社SaaSの導入に向け注力してきたことに伴い、ソリューション売상을構成する拡張開発・導入支援プロジェクトについて、顧客規模の大型化並びに案件規模の大型化、要件の複雑化、期間の長期化傾向がみられました。いくつかの進行中のプロジェクトについては部分的に納品・売上計上に至っているものの、当初見込みより遅れており、次年度以降に納品・計上がずれ込む案件が発生しております。そのためソリューション売上については前期比で13.8%減の372,922千円となりました。

以上の結果、売上高は2,808,027千円（前期比4.1%増）と、前期より111,212千円の増収となりました。

また、サブスクリプションの顧客数は当連結会計年度末時点で1,505法人（前年同月1,490法人）となり、平均月額単価（※1）については、3月実績約140,100円／法人（前年同月133,200円／法人）となりました。

（※1）「当月のサブスクリプション売上高」を「当月のサブスクリプション顧客数」で除した数値で、100円未満を切捨てにしております。

（※2）SaaS導入後の運用支援契約に基づく経常的な売上高につきまして、2024年3月期から「ソリューション売上」ではなく「サブスクリプション売上」の区分として表示しております。それに伴い、過年度の平均月額単価に関しましても、同方針に基づいて再算出した数値を表示しております。

なお、売上高の内訳については下記のとおりであります。

品目詳細	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)		前期比	
	売上高 (千円)	構成割合 (%)	売上高 (千円)	構成割合 (%)	差額 (千円)	増減率 (%)
サブスクリプション (注) 1	2,264,103	84.0	2,435,104	86.7	171,001	7.6
ソリューション (注) 2	432,711	16.0	372,922	13.3	△59,788	△13.8
合 計	2,696,814	100.0	2,808,027	100.0	111,212	4.1

- (注) 1. サブスクリプション：SaaSの月額利用料収入やSaaS導入後の運用支援契約に基づく経常的な収入など、解約の申し出がない限り毎月継続的に発生する収益であり、当社のMRR(Monthly Recurring Revenue、月間経常収益)であります。
2. ソリューション：SaaSの初期設定、スポットのシステム導入・運用支援、システムの受託開発、他社サービスの代理店販売・紹介料など、その他のサービスに係る収益であります。
3. SaaS導入後の運用支援契約に基づく経常的な売上高につきまして、2024年3月期から「ソリューション売上」ではなく「サブスクリプション売上」の区分として表示しております。それに伴い、過年度の売上高に関しましても、同方針に基づいて組み替えた数値を表示しております。

当社SaaSを運用するサービスインフラ基盤であるIaaS (Infrastructure as a Service) を提供するベンダーとは米ドル建てでの取引を行っており、昨今の円安の影響でその利用料等が増加いたしました。また、新卒採用を中心とした人的資本投資の拡大、ならびに導入支援プロジェクトの大型化に伴う協力会社への外注費の増加等により、売上原価は1,206,534千円（前期比10.0%増）となりました。

新卒を中心とした積極的な採用によるマーケティング・セールス・サポート体制の拡充により、人的資本への投資を進めた結果、販売活動に係る人件費および求人関連費等が増加いたしました。その結果、販売費及び一般管理費は1,425,268千円（前期比4.4%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるEBITDA（営業利益+減価償却費）は658,755千円（前期比3.5%減）と前期より24,067千円の減益、営業利益は176,223千円（前期比24.9%減）と前期より58,343千円の減益となりました。

なお先述した米ドル建てでの取引に係る為替リスクの低減手段として為替予約を行っており、昨今の円安の影響で当該為替予約に係る為替差益が営業外収益として発生いたしました。その結果、経常利益は208,984千円（前期比11.6%減）と前期より27,447千円の減益となりました。

なお、当社グループの開示上の報告セグメントは「クラウドソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメントの業績については記載を省略しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2021年3月期)	第23期 (2022年3月期)	第24期 (2023年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高（千円）	2,214,549	2,434,354	2,696,814	2,808,027
経常利益（千円）	71,250	166,756	236,432	208,984
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	20,329	106,959	158,150	146,131
1株当たり当期純利益 (円)	2円95銭	15円50銭	22円92銭	21円17銭
総資産（千円）	1,973,911	2,187,542	2,357,059	2,540,599
純資産（千円）	1,638,998	1,711,451	1,835,094	1,946,719
1株当たり純資産額(円)	237円49銭	247円99銭	265円90銭	282円08銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの課題としては、主に以下の4項目を認識しております。

① 成長の原動力としての人材の確保・育成

当社グループは顧客の課題を解決するITソリューションを提供しており、今後顧客基盤及び事業規模を一層拡大していくためには、人的資本こそが最重要経営資源であります。優秀な人材の採用及び教育による早期戦力化は、当社グループのような成長ステージの企業にとって最重要課題であり、継続的な採用活動及び社内教育体制の整備に努め、今後の事業拡大局面において、機動的かつ迅速な事業展開を行い得る組織体制の整備に取り組んでまいります。

② 顧客数増加、ARPUの向上、LTV最大化

当社グループは、目指すべき経営目標として「①顧客数：5,000社」「②ARPU（平均月額単価）：100,000円以上」を達成することを目指しております。

- ・ウェブセミナーを中心としたマーケティングによる、ピンポイントで効率的なリード（見込み顧客）の獲得
- ・インサイドセールスが中心となり電話やオンラインで継続コンタクト、リードナーチャリング（見込み顧客の検討度アップ）
- ・フィールドセールスによる高精度・高効率なクロージング、スムーズな立ち上げの支援
- ・カスタマーサクセス・サポート中心の丁寧なサポートによる解約率低減、LTV（顧客生涯価値）の最大化

業界特化型SaaSの特性に合った以上のような販売体制を引き続き継続し、売上高の成長による増益を目指してまいります。

③ 新サービス開発への取り組み

当社グループは、長期的に競争力を維持・向上させていくため、不動産市場のニーズに対応した新サービスの開発に積極的に取り組んでおります。これら新サービスのクロスセルによりARPUを継続的に向上させていくこと、並びに新規顧客の積極的な契約獲得をすることを軸に、営業活動を推進していく所存であります。今後も不動産市場のシステムニーズをくみ取り、タイムリーにサービス開発に生かしていくことで、付加価値の高いクラウド型システム・アプリケーションを提供していく所存であります。

④ サービス品質と情報セキュリティ管理に対する取り組み

当社グループは、不動産市場におけるクラウド・SaaSのリーディングカンパニーとして、かねてより自らが提供するITサービスの可用性、継続性を確保・維持するための対策を講じることは極めて重要な責務であると認識し、ITサービスマネジメントシステム（ITSMS）の構築とその運用に努めてまいりました。当社は「ISO/IEC20000-1」認証を取得しており、当社のITサービスマネジメントにおいて、適切かつ厳格な管理体制が整っていることが公的に評価されていることになりましたが、今後も企業顧客向けサービス提供を行う企業として、サービス内容についてお客様にご満足いただけるよう、当社「ITサービス基本方針」に基づき、ITSMSの改善を続けていくと同時に、第三者視点を取り入れたサービス品質の向上を継続的に実施してまいります。

また、膨大かつ重要な不動産情報を、安全かつ適切に管理・運用するのは当社グループの責務であると認識し、当社はクラウドサービス情報セキュリティマネジメントシステムの標準規格である「ISO/IEC27017」認証を取得しております。当社は本認証を維持することで、当社クラウドサービスの信頼性を確保し、クラウドサービス固有のリスク管理を強化してまいります。

さらに、顧客へのシステム・アプリケーションの提供にあたり、個人情報及び顧客情報、機密情報の取扱い及びセキュリティ体制の整備を引き続き推進していく所存です。情報の取扱いに関する社内規程の適切な運用、定期的な社内教育の実施、システム・プラットフォームの一層のセキュリティ強化、システム監査の強化、情報取扱いに関する内部監査等を推進するとともに、情報セキュリティマネジメントシステムの標準規格である「ISO/IEC27001」認証の維持を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、「テクノロジーと心で、たくさんのいい生活を」というミッションの実現に向け、「心地いい暮らしが循環する、社会のしくみをつくる」というビジョンを掲げ、不動産業並びに不動産市場における様々な課題を解決するシステム・アプリケーションを企画・開発し、クラウド・SaaSとして提供することで、不動産業並びに不動産市場のデジタルトランスフォーメーション (DX) を支援する事業を展開しております。

以下のような不動産事業者の経営課題を解決するためのシステム・アプリケーションを自社で企画・開発し、サブスクリプション、継続課金モデルで料金をお支払いいただくクラウド・SaaSとして提供しております。

- ・不動産物件情報、契約情報、顧客情報のデータベース管理を通じた利活用と業務効率の向上
- ・自社ウェブサイト等を通じた消費者向けウェブマーケティング強化による収益機会の向上
- ・不動産オーナーに対する資産運用管理サービスの強化
- ・不動産取引のIT化 (VRによる内覧、IT重要事項説明、電子契約、電子決済等への対応)
- ・入居者及びオーナーとの適切なコミュニケーションによる業務効率化と収益機会の向上
- ・事業継続計画 (情報セキュリティ、データ保全) への対応
- ・IT投資及びコストの最適化

このようなニーズに応じていくために、システム・アプリケーション (SaaS) の企画・開発、マーケティング・セールス活動、導入いただいたお客様へのコンサルティング、サポートを行い、比較的中小規模の企業が多い不動産市場のDXを推進し、不動産事業者の生産性向上に貢献すると共に、不動産事業者が彼らの顧客である一般消費者にとってより利便性の高い不動産取引エクスペリエンスを提供できるようなサービスを展開しております。

当社グループは、不動産市場に特化、業界特化型、垂直展開を志向するSaaSとしてのユニークなポジションを活かし、不動産市場におけるあらゆる場面で当社のサービスが使われるようにサービス領域を拡大し、「不動産市場に不可欠な情報・取引インフラ」となることを目指し、不動産会社の生産性向上と消費者の利便性向上に貢献しています。

不動産市場は「中小規模の事業者が圧倒的多数」「全国各地に広く所在」「各社とも業務フローは法定で類似」等、クラウド・SaaSモデルに適した特性を多く備えております。当社グループが提供するクラウド・SaaSは、「自社ハードウェア設備等を必要とせず初期投資が僅少」「オンラインで全国どこでもサポート可能」「法令の改正等にも対応しアップデート、常に進化」等の特徴を備えており、市場全体のニーズを広く網羅した、不動産市場にとって最適といえる仕組みであります。

当社グループが提供するSaaSは、不動産賃貸管理業務、入居者募集業務、売買仲介業務、デジタルマーケティング業務、業者間流通（BtoB）業務など、不動産会社のあらゆる業務をカバーするシステム・アプリケーションのラインナップが揃っております（サブスクリプションサービス）。加えて、当社SaaSを利用して行う不動産業務の代行/支援（BPaaS）、システム・アプリケーションの受託開発、他社SaaSの代理店販売等、顧客毎に異なる多様なニーズに深く応えるサービス群（ソリューションサービス）の提供も行っております。

(6) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

本 社	東京都港区南麻布五丁目2番32号 興和広尾ビル
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 博多駅前ビジネスセンター
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング
株式会社リアルテック・コンサルティング	東京都港区南麻布五丁目2番32号 興和広尾ビル

(7) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
クラウドソリューション事業	201名	10名増

(注) 1. 上記従業員数は正社員の人員であり、契約社員、アルバイト、嘱託及び派遣社員は含まれておりません。

2. 契約社員、アルバイト、嘱託及び派遣社員の年間平均人員は、41名であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	126名	1名増	36.09歳	7.4年
女 性	51名	3名増	33.72歳	6.6年
合計又は平均	177名	4名増	35.41歳	7.2年

(注) 1. 上記従業員数は正社員の人員であり、契約社員、アルバイト、嘱託及び派遣社員は含まれておりません。

2. 契約社員、アルバイト、嘱託及び派遣社員の年間平均人員は、30名であります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要事項はありません。

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,383,200株
- (2) 発行済株式の総数 7,280,700株 (うち自己株式379,299株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 2,268名
- (5) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
前野善一	1,013,296株	14.68%
北澤弘貴	941,847	13.64
塩川拓行	897,675	13.00
中村清高	884,000	12.80
いい生活従業員持株会	501,000	7.25
光通信株式会社	244,400	3.54
兼英樹	101,900	1.47
松崎明	65,332	0.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	59,600	0.86
丸田卓	55,000	0.79

- (注) 1. 当社は、自己株式を379,299株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 前野善一氏、北澤弘貴氏、塩川拓行氏、中村清高氏、松崎明氏の所有株式数には、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の様況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）成木治男氏は、TMI総合法律事務所のパートナーであります。TMI総合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）伊藤耕一郎氏は、伊藤国際会計税務事務所の代表であります。当社は伊藤国際会計税務事務所と業務委託契約を締結の上、報酬を支払っておりますが、金額は年額240万円以下と僅少であり、かつ同事務所が受領する報酬総額に占める割合も僅少であります。

社外取締役（監査等委員）神村大輔氏は、鈴木法律事務所のパートナーであります。鈴木法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）戸塚隆将氏は、ベリタス株式会社及びキュリオ株式会社の代表取締役であります。ベリタス株式会社及びキュリオ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動様況

氏名	地位	主な活動様況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
成木治男	取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会17回中16回に出席し、弁護士として培われた法律知識に加え、不動産領域及びテクノロジー領域における幅広い見地から、議案審議における意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を適宜行っております。また、当期開催の監査等委員会18回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

氏 名	地 位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
伊藤 耕 一 郎	取 締 役 (監査等委員)	当期開催の取締役会17回全てに出席し、会計・税務の専門家としての豊富な知識・経験の見地から、議案審議における意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査等委員会18回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
神 村 大 輔	取 締 役 (監査等委員)	2023年6月22日就任以降、当期開催の取締役会13回全てに出席し、金融市場における広範な知識と経験に加え、弁護士として知的財産権、紛争解決、不動産領域等多方面における幅広い見地から、議案審議における意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を適宜行っております。 また、2023年6月22日就任以降、当期開催の監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
戸 塚 隆 将	取 締 役 (監査等委員)	2023年6月22日就任以降、当期開催の取締役会13回全てに出席し、米国大手コンサルティング会社及び金融機関において業務に従事するなど、企業経営や金融・財務に関する広範な知識と豊富な経験の見地から、議案審議における意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を適宜行っております。 また、2023年6月22日就任以降、当期開催の監査等委員会13回中11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員6名（2023年6月22日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員2名を含む）に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、19,650千円であります。

(6) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負

った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等をこれにより填補します。被保険者の範囲は全ての取締役です。保険契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会で決議の上更新する予定であります。なお保険料は、全額を当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
①	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬等の額	13,000千円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に係る報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等個別の事情を勘案しまして、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識しております。法令遵守はもちろんのこと、当社の業務遂行上の「価値基準」でもある「バリュー」の推進に努め、「コンプライアンス規程」の遵守を徹底するとともに社内研修・教育活動を通じて周知徹底を図るなど、企業倫理の確立に努めております。
- ② 社長直属の内部監査室が、監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施しており、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書(紙または電磁的媒体)に記録して適切に保管、管理する体制をとっております。取締役はこれらの文書を閲覧することができます。

当該文書には、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議議事録、これらの議事録の添付書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書があります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 災害による損失、基幹システムの障害、役員及び使用人の不正等による重大な損失のリスクを認識し対応するための「リスク管理規程」を適切に運用するとともに、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努めております。

- ② セキュリティに関する責任者としてチーフセキュリティオフィサーを設置し、代表取締役社長が定める情報セキュリティの基本方針及びサービスマネジメントの基本方針に従い、ITサービスマネジメント委員会及び各部門の代表者が参加するセキュリティコミッティにおいてセキュリティに関するリスク分析、対策の実施、情報交換等を行っております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は創業以来、的確かつ迅速な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の充実、素早い意思決定と効率的な経営体制の構築に努めております。
 - ② 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。
 - ③ 取締役会の下に常勤取締役、執行役員及び本部長で構成される経営会議を設置し、原則として週に1回開催しております。経営会議におきましては取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行っております。
 - ④ 取締役会は、経営組織、各取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員は職務分掌に基づき適切に業務を執行しております。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」に定めており、当該規程の適切な運用によって、当社は子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について承認を行い、又は報告を受けております。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「関係会社管理規程」により、「リスク管理規程」を含む主な方針及び規程を子会社にも適用する旨定めており、子会社は当社が定めるセキュリティに関する基準等及びリスク管理体制等の適用対象となっております。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。
 - ロ. 当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」に定めており、経営会議における意思決定を通じて、子会社における効率的な経営体制の構築に努めております。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準（バリュー）を共有し、一体性を有します。当社の内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならず子会社も監査対象として内部監査を実施しております。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ① 1年に4回程度、監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換会を実施するほか、取締役会または経営会議といった会議体に限らず、取締役（監査等委員である取締役を除く。）より監査等委員に対して適宜情報提供を行っております。
 - ② 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあっております。
- (7) 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに前号の取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示、命令を受けないこととしております。
 - ② 監査等委員会事務局の担当者の人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとしております。
 - ③ 監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会に出席し、監査等委員会より指示された業務の実施内容及び結果につき報告を行うこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

イ. 監査等委員は可能な限り経営会議にも出席し、監査等委員会において他の監査等委員に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告することとしております。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査等委員会に報告することとしております。

② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

イ. 監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に基づき、子会社に対して事業の報告を求めることとしております。

ロ. 当社は、子会社における重要事項を当社経営会議又は取締役会の付議事項とする旨「関係会社管理規程」に定めており、該当事項につきましては子会社より経営会議又は取締役会に対して報告されます。

ハ. 「関係会社管理規程」により、当社は「コンプライアンス・ホットライン」制度を子会社においても利用できることとしております。当該制度を利用して通報が行われた場合、当該通報内容は監査等委員会に通知され、監査等委員会において調査の可否に係る検討、調査の要請及び結果の受領、経営会議に対する通報内容及び結果概要の報告が行われる旨、「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」に定めております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」に基づき、前号の「コンプライアンス・ホットライン」制度を利用した通報者が不利益となる一切の行為を禁止しております。

- (10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は、職務の執行について生ずる費用については、「経理規程」等に基づき精算することとしています。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、可能な限り経営会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制をとっております。
 - ② 監査等委員会は、会計監査人・内部監査室と連携・協力して監査を実施しております。
 - ③ 1年に4回程度、監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換会を実施することとしております。
- (12) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保し、また金融商品取引法に定める内部統制評価制度への適切な対応を図るため、取締役会において財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針を定めております。また、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、当該システムが有効かつ適正に機能しているか継続的に評価を行い、不備に対する必要な是正措置を講じるものとしております。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び社内体制の整備状況
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持いたしております。
なお、反社会的勢力排除に対応するための部署及び対応マニュアルは設置済みではありますが、引続き社内体制の整備強化、及び警察等の外部機関や関連団体との連携等に今後も継続的に取り組んでまいります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は
以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正の確保に関する事項

取締役会は、監査等委員4名を含む取締役9名で構成されております。当期においては、取締役会を17回開催し、内部統制の状況も含めた職務執行の状況が担当取締役から報告されるとともに、重要な意思決定等について活発な意見交換が行われ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督しました。

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、「関係会社管理規程」に基づき、経営会議又は取締役会で、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について報告を受け、承認を行いました。

(2) 損失の危険の管理に関する事項

当社は、「リスク管理規程」を適切に運用することで、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努めています。当期においては、経営会議を49回開催し、各部門のリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備を行うとともに、未然防止策の立案等の実施に関し、モニタリングを行いました。

また、情報セキュリティの基本方針及びサービスマネジメントの基本方針に従い、セキュリティコミッティを毎月開催し、セキュリティに関するリスク分析、対策の実施、情報交換等を行いました。

(3) コンプライアンスに関する事項

役職員に対し、コンプライアンス意識の向上及び不正行為等の防止を図るため、定期的に内部統制・インサイダー防止・情報セキュリティ等、コンプライアンスに係る各種研修を開催いたしました。また、「コンプライアンス・ホットライン運用管理規程」に基づき、当社顧問弁護士事務所内に内部通報窓口を設けております。

(4) 内部監査に関する事項

内部監査部門である内部監査室は、社長に直属し、期初に策定した内部監査計画に基づき子会社を含めて内部監査を実施し、社長及び取締役会へ監査結果の報告を行いました。

また、監査等委員会に毎月監査状況の報告を行うとともに、会計監査人とは「財務報告に係る内部統制の監査」の過程で随時必要な情報交換を行う等の連携を図りました。

(5) 監査等委員会監査に関する事項

2015年6月26日開催の定時株主総会における決議に基づき当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ変更しており、取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化しております。当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員4名で構成されております。

当期においては監査等委員会を毎月開催しました。また、同委員会において代表取締役との面談を3ヶ月に1回実施したほか、内部監査室や内部統制を推進する部署横断的な組織である「内部統制事務局」とも連携し、毎月、内部監査状況や内部統制の状況について報告を受けました。その他、会計監査人へのヒアリングを年に3回実施いたしました。

また、監査等委員は、取締役会のほか、可能な限り経営会議にも出席し、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認し、経営監視機能の強化及び向上を図りました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長を実現するための投資（サービスの開発）及び今後の成長を支える財務基盤の強化に加えて、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。株主の皆様への利益還元の基本方針としては、当該期の業績及びフリー・キャッシュフローの水準を十分に勘案した上で、利益配当の継続的实施並びに配当額の継続的成長の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2024年3月期の期末配当につきましては、1株当たり5円の配当を株主総会にお諮りする予定であります。

当社は、自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元の一つと考えており、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするものと考えております。今後におきましても、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

2024年3月末現在の保有自己株式数は379,299株、発行済株式総数の5.2%となっております。

(配当に関する数値情報)

(連結ベース)	第22期 2021年3月期	第23期 2022年3月期	第24期 2023年3月期	第25期 2024年3月期
①1株当たり配当額	(実績)5円	(実績)5円	(実績)5円	(予定)5円
②配当金総額	34,507千円	34,507千円	34,507千円	34,507千円
③親会社株主に帰属 する当期純利益	20,329千円	106,959千円	158,150千円	146,131千円
④1株当たり当期純利 益	2.95円銭	15円50銭	22円92銭	21円17銭
⑤配当性向 (=①/④)	169.7%	32.3%	21.8%	23.6%

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めておりますが、当面の間につきましては、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、当社における剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

連結貸借対照表 (2024年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	938,023	流動負債	591,069
現金及び預金	739,371	未払金	135,837
売掛金	61,362	未払法人税等	52,963
仕掛品	59,132	前受金	301,298
前払費用	61,167	預り金	13,418
その他	18,544	賞与引当金	59,600
貸倒引当金	△1,554	その他	27,952
固定資産	1,602,575	固定負債	2,809
有形固定資産	37,862	預り保証金	2,809
建物附属設備	10,820		
工具器具備品	26,618	負債合計	593,879
建設仮勘定	424		
無形固定資産	1,389,483	純 資 産 の 部	
商標権	1,048	株主資本	1,946,719
ソフトウェア	1,230,431	資本金	628,411
ソフトウェア仮勘定	158,003	資本剰余金	718,179
投資その他の資産	175,229	利益剰余金	738,729
ゴルフ会員権	42,000	自己株式	△138,600
敷金及び保証金	74,855		
長期前払費用	31,007	純資産合計	1,946,719
繰延税金資産	27,365		
資産合計	2,540,599	負債・純資産合計	2,540,599

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,808,027
売 上 原 価		1,206,534
売 上 総 利 益		1,601,492
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,425,268
営 業 利 益		176,223
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
雑 収 入	188	
為 替 差 益	32,472	
未 払 配 当 金 除 斥 益	277	
受 取 手 数 料	412	33,362
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
支 払 手 数 料	601	601
経 常 利 益		208,984
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		208,984
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64,867	
法 人 税 等 調 整 額	△2,014	62,852
当 期 純 利 益		146,131
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		146,131

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
2023年4月1日 残高	628,411	718,179	627,104	△138,600	1,835,094	1,835,094
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△34,507		△34,507	△34,507
親会社株主に帰属する当期純利益			146,131		146,131	146,131
連結会計年度中の変動額合計	-	-	111,624	-	111,624	111,624
2024年3月31日 残高	628,411	718,179	738,729	△138,600	1,946,719	1,946,719

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社リアルテック・インベストメント
株式会社リアルテック・コンサルティング

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

株式会社リアルテック・インベストメント及び株式会社リアルテック・コンサルティングの決算日は3月31日で連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. デリバティブの評価基準および評価方法
時価法によっています。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。
但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具器具備品	4～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支払見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

インターネットを經由して提供するSaaSの利用料、ならびにSaaS導入後の運用支援契約に基づく経常的な収入などについては、月額利用料金として顧客から料金を収受し、毎月末日をサービス提供の完了月とし月次で収益を認識しております。スポットのシステム導入・運用支援、システムの受託開発などのサービスの販売形態については、成果物が顧客に検収された時点において顧客が当該成果物に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は顧客に検収された時点で収益を認識しております。

【会計方針の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

(収益認識に関する注記)

よりわかりやすい開示を行うため、SaaS導入後の運用支援契約に基づく経常的な売上高につきましては、当連結会計年度から「ソリューション売上」ではなく「サブスクリプション売上」の区分として表示しております。

【会計上の見積りの注記】

該当事項はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 187,969千円

(2) コミットメントライン契約

当社は機動的で安定した資金調達の確保を狙いとし、コミットメントライン契約を取引銀行1行と締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	400,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	400,000千円

(3) 当座貸越契約

当社は機動的で安定した資金調達の確保を狙いとし、当座貸越契約を取引銀行1行と締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	150,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	150,000千円

3. 連結損益計算書に関する注記

固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	0千円
計	0千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,280,700株	－株	－株	7,280,700株

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	379,299株	－株	－株	379,299株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	34,507	利益剰余金	5	2023年3月31日	2023年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	34,507	利益剰余金	5	2024年3月31日	2024年6月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については、原則として、営業活動によるキャッシュ・フローでの調達を基本としておりますが、必要に応じ、銀行等金融機関からの借入とする方針であります。なお、創業以来、借入の実績はありません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは経理規程及び与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、関係者に周知することにより、リスクの低減を図っております。

ゴルフ会員権に係る市場リスクについては、四半期ごとに日刊新聞又はゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含）等にて相場（時価）の把握を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、経理部が資金業務手順書に従い、預金残高の管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃貸借契約に係る敷金として差入れており、債務者の信用リスクに晒されておりますが、契約満了時に一括して返還されるものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

④ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち25.2%が特定の大口顧客（1社）に対するものであり、また営業債権のほぼ全てが不動産業界に携わる顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等、及び預り金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) ゴルフ会員権	42,000	46,340	4,340
(2) 敷金及び保証金	74,855	73,673	△1,182

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
ゴルフ会員権	21,700	24,640	－	46,340
敷金及び保証金	－	－	73,673	73,673

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) ゴルフ会員権

相場価格が公表されているゴルフ会員権については、日刊新聞又はゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含）等の相場価格を時価として、レベル1の時価に分類しております。

相場価格が公表されていないゴルフ会員権については、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債利回りで割り引いた現在価値によって算定した金額を時価として、レベル2の時価に分類しております。

(2) 敷金及び保証金

オフィスの賃貸借契約に係る敷金については、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債利回りで割り引いた現在価値によって算定した金額に、将来の回収が最終的に見込めないと認められる部分の未償却残高を加えた金額を時価として、レベル3の時価に分類しております。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
(1) 現金及び預金	739,371
(2) 売掛金	61,362
合計	800,733

6. 賃貸等不動産に関する注記
該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目詳細	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	
	売上高 (千円)	構成割合 (%)
サブスクリプション	2,435,104	86.7
ソリューション	372,922	13.3
合計	2,808,027	100.0

(注) 1.サブスクリプション：SaaSの月額利用料収入やSaaS導入後の運用支援契約に基づく経常的な収入など、解約の申し出がない限り毎月継続的に発生する収益であり、当社のMRR(Monthly Recurring Revenue、月間経常収益)であります。

2.ソリューション：SaaSの初期設定、スポットのシステム導入・運用支援、システムの受託開発、他社サービスの代理店販売・紹介料など、その他のサービスに係る収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の前受金に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下の通りであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	61,362 千円
契約負債	301,298

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 282円08銭
(2) 1株当たり当期純利益 21円17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	757,188	流動負債	612,836
現金及び預金	529,755	未払金	163,952
売掛金	61,362	未払法人税等	52,928
仕掛品	42,331	未払消費税等	27,531
前払費用	116,680	前受金	301,298
その他	8,613	預り金	12,952
貸倒引当金	△1,554	賞与引当金	53,753
固定資産	1,613,186	その他	420
有形固定資産	37,862	固定負債	2,809
建物附属設備	10,820	預り保証金	2,809
工具器具備品	26,618		
建設仮勘定	424	負債合計	615,646
無形固定資産	1,389,483	純 資 産 の 部	
商標権	1,048	株主資本	1,754,728
ソフトウェア	1,230,431	資本金	628,411
ソフトウェア仮勘定	158,003	資本剰余金	718,179
投資その他の資産	185,839	資本準備金	718,179
関係会社株式	11,684	利益剰余金	546,738
ゴルフ会員権	42,000	その他利益剰余金	546,738
敷金及び保証金	74,855	繰越利益剰余金	546,738
長期前払費用	31,007	自己株式	△138,600
繰延税金資産	26,291	純資産合計	1,754,728
資産合計	2,370,374	負債・純資産合計	2,370,374

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,807,606
売 上 原 価		1,252,848
売 上 総 利 益		1,554,757
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,410,286
営 業 利 益		144,471
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
不 動 産 賃 貸 料	17,211	
為 替 差 益	32,472	
雑 収 入	188	
未 払 配 当 金 除 斥 益	277	
受 取 手 数 料	412	
業 務 受 託 料	8,571	59,143
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
支 払 手 数 料	601	601
経 常 利 益		203,012
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		203,012
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64,797	
法 人 税 等 調 整 額	△4,091	60,706
当 期 純 利 益		142,306

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2023年4月1日 残高	628,411	718,179	718,179	438,938	438,938	△138,600	1,646,929
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△34,507	△34,507		△34,507
当期純利益				142,306	142,306		142,306
事業年度中の変動額合計	—	—	—	107,799	107,799	—	107,799
2024年3月31日 残高	628,411	718,179	718,179	546,738	546,738	△138,600	1,754,728

	純資産合計
2023年4月1日 残高	1,646,929
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△34,507
当期純利益	142,306
事業年度中の変動額合計	107,799
2024年3月31日 残高	1,754,728

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっています。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具器具備品 4～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支払見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

インターネットを経由して提供するSaaSの利用料、ならびにSaaS導入後の運用支援契約に基づく経常的な収入などについては、月額利用料金として顧客から料金を収受し、毎月末日をサービス提供の完了月とし月次で収益を認識しております。スポットのシステム導入・運用支援、システムの受託開発などのサービスの販売形態については、成果物が顧客に検収された時点において顧客が当該成果物に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は顧客に検収された時点で収益を認識しております。

【会計方針の変更】

該当事項はありません。

【会計上の見積りの注記】

該当事項はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 188,084千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 6,739千円

短期金銭債務 43,630千円

(3) コミットメントライン契約

当社は機動的で安定した資金調達の確保を旨とし、コミットメントライン契約を取引銀行1行と締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額 400,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 400,000千円

(4) 当座貸越契約

当社は機動的で安定した資金調達の確保を旨とし、当座貸越契約を取引銀行1行と締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 150,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 150,000千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高の総額

売上高 ー千円

その他の営業取引 235,245千円

② 営業取引以外の取引による取引高の総額 25,782千円

(2) 固定資産除却損の内容

器具、工具及び備品 0千円

計 0千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	379,299株	一株	一株	379,299株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 16,459千円

貸倒引当金限度超過額 476

未払事業所税 1,225

未払事業税 5,505

関係会社株式評価損 5,608

ゴルフ会員権評価損 4,030

資産除去債務 7,225

その他 2,625

繰延税金資産小計 43,155

評価性引当額 △16,864

繰延税金資産合計 26,291

6. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 リアルテック・ コンサルティング	所有 直接 100%	業務の 受委託 役員の 兼任	システム導入・ 運用支援業務 の委託 (注)	235,245	未払金	43,630
				管理業務の受託 (注)	25,782	未収入金	6,739

(注) 価格その他取引条件は、市場実勢を勘案し交渉の上、決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 7.収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載の通りであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	254円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	20円62銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社いい生活
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	後 宏治
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	佐野 修
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社いい生活の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いい生活及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社いい生活
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	後 宏治
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	佐野 修
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社いい生活の2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する

ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 Moore みらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 Moore みらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社いい生活 監査等委員会

監 査 等 委 員 成 本 治 男 ㊟

監 査 等 委 員 伊 藤 耕 一 郎 ㊟

監 査 等 委 員 神 村 大 輔 ㊟

監 査 等 委 員 戸 塚 隆 将 ㊟

(注) 監査等委員成本治男、伊藤耕一郎、神村大輔及び戸塚隆将は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。